

北海道告示第10028号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年1月12日

北海道知事 鈴木 直道

市町村名	都市計画の種類
------	---------

札幌市	地区計画
-----	------